家計が急変した世帯の 授業料を減免します!

家計急変世帯とは

以下の理由等により、授業料を納めることが困難になった世帯です。

- 自己の責めによらない会社等の倒産・失業
- 所得が生活保護基準の 1.5 倍以下の水準*にまで激減 ※ 4人世帯の場合約 360~425 万円未満 (家族の状況やお住いの地域によって異なります)
- 災害・火災等に被災、生活保護を受給中、就学援助を受けている兄弟姉妹がいる、 交通遺児となった

注) 就学支援金を受けている方は対象外です。(既に授業料が実質無償となっているため)

申込について

○ 提出書類 次のページの「必要書類一覧」にある書類を提出して下さい。

○ 提出期限 2・3年生:5月26日(木)

1年生: 就学支援金の申請結果の通知後 14 日以内(7月下旬頃)

○ 提出先 事務室(担任ではありませんのでご注意ください)

※なお、上記の期限にかかわらず、今後も家計が急変した時から申し込みが可能です

問い合わせ先: 浜松湖南高校 岡村

電 話:053-592-1625

◎ 必要書類一覧

◎ 必要書類一覧	
申 請 理 由	申 請 書 類
○ 会社等の倒産・失業 ○ 所得が生活保護水準 の 1.5 倍以下に激減	1 授業料減免申請書 2 家計調書 3 家族の収入を証明する書類 【会社等にお勤めの方】 ① 課税証明書* ② 雇用主作成の給与証明書 ③ 給与明細書のコピー又は源泉徴収票のコピー 【自営業の方】 ① 課税証明書* ②確定申告書の控のコピー ③青色申告決算書のコピー又は収支内訳書のコピー 【共通】 以下に該当するものがある場合は、1~3と一緒に提出して下さい ・公的手当、年金等の受給を証明する書類のコピー ・家賃の証明書類のコピー ・給食費を証明する書類のコピー ・協食費を証明する書類のコピー ・短入申告書(養育費、預金取崩等証明書が無い場合) 注)追加で上記以外の書類の提出をお願いすることもあります ※「特別徴収税額の決定通知書」や「納税通知書」のコピーでも差し支えありません
〇 災害・火災等に被災	1 授業料減免申請書 2 家計調書 3 り災証明書
○ 生活保護を受給中	1 授業料減免申請書2 家計調書3 生活保護受給証明書
○ 就学援助を受けてい る兄弟姉妹がいる	1 授業料減免申請書2 家計調書3 市町教育委員会が発行する就学援助受給証明書又は決定通知書(※ 今年度分の決定通知が届き次第提出)
〇 交通遺児等	 授業料減免申請書 家計調書 交通遺児等の証明書(コピー可) 事故証明書 死亡診断書又は 後遺障害等級認定票 その他必要な書類(コピー可) 生活保護受給証明書 課税証明書 国民年金保険料免除証明書 児童扶養手当受給